

## 引当資産運用管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪科学振興協会（以下「当協会」という。）の引当資産（以下、「資産」という。）の維持、取得、処分、運用等の管理（以下「運用管理」という。）に関する基本的事項を定めることにより、当協会の適正かつ効率的な事業運営を図ることを目的とする。

### (適用される資産)

第2条 この規程が適用される資産は、次のとおりとする。

1. 定款第7条第3項に定める「その他の財産」のうち、退職給付引当資産（将来の従業員の退職に備えるために、期末要支給額を退職給付資産として積立てるもの）
2. 定款第7条第3項に定める「その他の財産」のうち、減価償却引当資産（将来の減価償却資産の買い替え取得に備えるために、減価償却累計額相当を積立てるもの）

### (基本原則)

第3条 当協会の資産運用管理について、理事は、法令、省令、当協会の定款や規程、理事会の決定を遵守し、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、当協会のために忠実に職務を執行しなければならない。

### (理事長の職務)

第4条 理事長は、理事の中から資産運用管理責任者を任命することができる。

- 2 理事長は、資産運用管理責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

### (資産運用管理責任者等の職務)

第5条 資産運用管理責任者は、翌事業年度における資産運用管理計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長に報告しなければならない。

- 2 資産運用管理責任者は、資産運用管理状況及びその結果について把握するとともに、少なくとも各事業年度に1回、第2条に定める資産の運用管理から生じた利子の合計等について、理事長に報告しなければならない。
- 3 資産運用管理責任者は、資産運用管理の執行補助者として資産運用管理担当者を任命することができる。
- 4 資産運用管理担当者は、第1項に規定する資産運用管理計画に基づき、資産運用管理を実行するものとし、資産運用管理責任者に事前に意見を求めるとともに、その結果について随時報告しなければならない。

(運用管理の基本方針)

第6条 退職給付引当資産、減価償却引当資産の運用管理については、金融機関への1年以上の円建て定期預貯金（額面1千万円以下）で運用を行うものとする。

(取崩)

第7条 第2条の資産は、その目的に使用する場合に限り、理事長は取り崩すことができる。

- 2 前項にかかわらず、同資産を取り崩さなければ当協会の事業を実施することができないと認められる場合に限り、理事会の承認を受けて取り崩すことができる。

(運用益の取扱い)

第8条 退職給付引当資産、減価償却引当資産及びその他の資産の運用による収益は、全て管理費に充てるものとする。

- 2 前項にかかわらず、適正な範囲で公益目的事業に使用することができる。

(理事会・評議員会への報告)

第9条 理事会は、資産運用の経過及び結果について、少なくとも少なくとも各事業年度に1回又は必要に応じて、理事長又は資産運用管理責任者から報告を受けるものとする。

- 2 評議員会は、必要と求めた場合、資産運用の経過及び結果について、理事長又は資産運用管理責任者から報告を受けるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。